多度津町農業委員会議事録

令和4年2月18日午前8時54分より午前9時50分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につい て

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地 利用配分計画案に対する意見の決定について

議案第7号 農業経営改善計画認定申請について

議案第8号 青年等就農計画認定申請について

議案第9号 多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について

報告 その他

出 席 状 況 出 席 委 員

農業委員(12名)

議	長	大	西	和	芳
職務代理	者 (3番)	Щ	﨑	義	行
4章	番委員	三	野	敏	彦
5章	番委員	横	關	幹	夫
6章	番委員	斯	波	明	美
7章	番委員	矢	野	和	幸
9 種	番委員	秋	Щ	義	充
10種	番委員	伊	達	和	博
1 1 1	番委員	Щ	崎	賢	三
1 2 種	番委員	篠	原	壽	雄
13章	番委員	西	Щ	正	美
14章	番委員	細	Ш	清	$\vec{-}$

農地利用最適化推進委員(8名)

1番委員	堀	家		徹
2番委員	眞	鍋	憲	明
3番委員	中	北	_	郎
4番委員	大	谷	泰	則
5番委員	山	地		文
6番委員	池	田	_	普
7番委員	村	井	文	数
8番委員	宮	武	良	充

欠 席 委 員

農業委員 (2名) 職務(理者 (2番) 土 田 敏 雄 8番委員 中 村 稔

農地利用最適化推進委員(0名)

農業委員会事務局職員

 事務局長
 海田
 康弘

 農地係長
 吉田
 清司

 主任主事
 中西
 祐太

審 議 内 容

事務局長 それではお時間少し早いですけど、皆さんおそろいになりましたので、おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、土田委員、中村委員 さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたしま す。

本日は、農業委員14人中12人が出席していますので、多度津町 農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達してい ますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議 規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっています ので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、早速ですけれども進めさせていただきたいと思います。

最初に、本日の署名委員さんを指名させていただきたいと思います。10番の伊達委員さん、11番の山崎委員さん、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続いて、昨日行いました小委員会の報告を中北委員さんのほうから よろしくお願いいたします。

中北委員 昨日17日の日に小委員会で現地調査を行いました結果、何も問題 なかったと思います。

以上です。

議長ありがとうございました。

特に問題なかったようでございますけれども、ただいまの報告について何かご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

ございませんか。

(なし の声あり)

議長それでは、議案のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借 解約通知について、を議題といたします。 事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から7番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番で解約した農地につきましては、議 案第3号の農地法第5条申請にて転用予定となっております。

番号2番については、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて 解約をするものです。

番号5番から7番につきましては、香川県農地機構を通じて貸借していたものを解約しました。

なお、5番と6番で解約した農地につきましては、議案第2号の農地法第3条申請にて売買予定となっております。

以上です。

議長ありがとうございました。

ご意見、ご質問等お聞きする前に恒例でございますけども、2番の 戦前からの小作地の合意解約ということで、今後の参考になるような ことがありましたら、担当の地区の●●委員さん、何かありましたら よろしくお願いしたいと思いますが、特に情報のほうはないですか、

●●委員さん。

(なし の声あり)

ないようですので、皆さん方からご意見、ご質問等ありましたらよ ろしくお願いします。

9番委員 事務局のほうで、何か補足するというか、今知っている範囲内でありましたら。

議長のかあったらよろしくお願いします。

事務局 特段事務局のほうからも補足説明はないですけれども、今回の合意 解約についても離作補償のほうは「なし」という形で解約の申請書が 提出されました。

以上です。

9番委員 金銭は動いてないということですか。

事務局そうですね。「なし」です。

9番委員 これ業者による申請ですか。

事務局 そうです。

9番委員 司法書士か業者か。

事務局司法書士ですね。

9番委員 はい。

議長ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

どうぞ。

推8番委員 2番のところの小作料の不払い、これは小作料を払ってくれたら引き続き借りるということなのですか。

事務局 小作料も長い間支払ってなかった上に耕作もずっとしてなかったようなので、所有者のほうから解約の申入れが今回行われたということであります。

推8番委員 ありがとうございました。

議長 ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件ということ でご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明お願いします。

事務局 議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は農業廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上、3件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長はい、ありがとうございました。

ただいま説明ありましたけども、この点につきまして何かご意見、 ご質問ありましたらよろしくお願いします。

(なし の声あり)

特にないようですので、議案第2号につきまして承認することにご 異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで承認といたしま

す。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明お願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から7番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について 説明します。

転用理由として宅地分譲となっておりまして、まず農地の区分と目 的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年4月1日、工事 完了が令和5年3月31日となっていますので、転用の確実性は認め られます。資金証明書を添付しております。転用面積については1, 000平米以上のため、町建設課の開発許可の協議に該当いたしま す。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として非農家の自己住宅となっておりまして、まず農地の区分と目的につきまして適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年4月1日、工事 完了が令和5年3月31日となっていますので、転用の確実性は認め られます。資金証明書を添付しております。転用面積については1, 000平米以下のため、町建設課の開発許可の協議には該当しませ ん。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として事務所敷地拡張となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年4月1日、工事

完了が令和5年3月1日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、町建設課の開発許可の協議には該当しません。

番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として貸し車両置場となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年4月1日、工事 完了が令和5年3月1日となっていますので、転用の確実性は認めら れます。資金証明書を添付しております。転用面積については1,0 00平米以下のため、町建設課の開発許可の協議には該当しません。

番号5番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として宅地分譲となっておりまして、農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年4月1日、工事 完了が令和4年7月31日となっていますので、転用の確実性は認め られます。資金証明書を添付しております。転用面積については1, 000平米以上のため、町建設課の開発許可の協議に該当いたしま す。

番号6番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、8月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として事務所・店舗・作業所・車両置場となっておりまして、まず農地の区分と目的につきまして適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年4月1日、工事 完了が令和5年3月1日となっていますので、転用の確実性は認めら れます。資金証明書を添付しております。転用面積については1,0 00平米以上のため、開発許可の協議に該当いたします。

番号7番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として分譲住宅2区画となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和4年4月1日、工事 完了が令和7年3月31日となっており、転用の確実性は認められま す。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000 平米以下のため、町建設課の開発許可の協議には該当しません。

以上、7件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長はい、ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、この議案第3号につきましてご 意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

どうぞ。

推1番委員 5番の4月1日から7月31日は、3か月でいけますか。

9番委員 造成だけですよね。

事務局そうです。造成だけなので。

推1番委員 ああ、造成だけ。

事務局 はい。3か月の工期で設定しております。

議長よろしいですか。

9番委員 7番は、3年になっていますが、これ何年までいけたんですか。

事務局 3年ですね。

9番委員 3年がいっぱいですか。

事務局 そうです。そこから3年で完了しなければ、2年ごとの更新と、後期延期という形ですね。

推1番委員 分譲は6区画ぐらいになっていますよね。

事務局はい。

推1番委員 それで3か月ぐらいでいけるかなということでした。あくまで造成 のみですね。

事務局 そうです。

議長 ほかに何かございますか。

何かありそうですか、よろしいですか。

どうぞ。

13番委員 素朴な疑問ですけど、今の話を聞いていたら、どこでも宅地化できるのですかね、多度津の場合。

事務局 まず、農業振興地域の農用地については、やっぱり農振除外という のが前提で、ただ農振除外するにはいろんな要件がありまして、そこ を除外できるかどうかは県の同意が必要なので、まず相談を受けたら 私のほうはその要件を見たり、県との協議の中で同意に関して問題が なければ申請というふうになっていきます。

13番委員 細かい規定はあるんだけども、大体は同意が取れれば転用できるということ。

9番委員 今ごろは同意はないんですか。

事務局被害防除ですか。

9番委員 昔は隣接同意を取っていたんです。もうそれが大分前になくなった んです。●●さん来る前ぐらいですね。

事務局 地元の水利であるとか、隣接の方であるとか、何も問題なければやっぱり転用は進んでいきます。どうしてもそこで貸借が外れないであるとか、地元としてはここにこういう家ができたりとかしたら都合悪いとかになれば、それから隣接でトラブルがあるんでしたら、なかなか進まない可能性もあります。

議長 結局、今言う農用地については、もう除外申請が通るような条件が 整って、プラス先ほどからお話が出ているように周りの調整ができれ ば、基本的に承認されるというふうなことになっとるようですね。

13番委員 優良農地と言われるところが多度津にあるかといえば、ないですね。

議長 確かに、今回も昨日現地確認しても、本当にもったいないというような農地が。

13番委員 多度津にしてはもったいない。

議長 確かにそうなんです。反面、地域によってはもう一昔、二昔前から 比べて宅地化が一気に進んでいる地域の中にある、もう本当に優良農 地みたいなところです。 13番委員 また出てきそうなんで。

議長 残念なんですけどね。

9番委員 基本的には、●●さんが言うとおりでどこでもできる。

議長 この間というか、いつか勉強会しましたよね、除外のどういう要件 とか。結局あれが通れば、何回も言うようですけれども、地元の周り

の調整ができれば通るというような格好になっておりますので。

13番委員 多度津のまちづくりから考えて、本当にそれでいいのかなっていう のがちょっと。

議長 そのとおり。

13番委員 ふと思っただけで。

議長 農業委員会としては、やっぱり●●委員さんがおっしゃるとおりだ と思います。

13番委員 すみません、つまらんことを。

議長いえいえ。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ほかにないようでございますので、議案第3号を承認とすることで よろしいですか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。議案第3号を承認といたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後 の事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変 更申請について。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

事業変更が必要な理由としては、12区画計画のうち11区画へ計画変更。また、10区画は工事完了しているが1区画のみ建築工事が未了のため、2年間の工期延期の計画変更申請が必要になります。

以上です。

議長はい、ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、この点につきましてご意見、ご 質問がありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ご意見ないようですので、議案第4号を承認といたしますがよろし いですか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定による農用地利用集積の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付をし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。貸付期間につきましては、記載のとおりです。合計といたしまして16筆、1万3,210平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、 農業委員会の承認を得ますと、2月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質 問ありましたらよろしくお願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようでございますので、議案第5号を承認とすることにご 異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号をご覧ください。

こちらは農用地利用配分計画案となっており、農業委員会において 意見聴取することとなっております。香川県農地機構から、右側の欄 に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につき ましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されており

ましたが、今回は借手のみの変更申請となります。そのため、土地所 有者である貸手から香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川 県農地機構から借手への貸借について耕作者を変更して貸借を設定す るということになります。

以上です。

ありがとうございました。 議長

> ただいま説明がありました議案第6号につきましてご意見、ご質問 あればよろしくお願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第6号につき まして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。ということで、議案第6号を承認といた します。

続きまして、議案第7号 農業経営改善計画認定申請について、を 議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

まず、議案に入る前に、農林水産係より認定申請について概要説明 があります。よろしくお願いします。

田窪 産業課の田窪です。

> 12月の農業委員会にてご質問をいただいておりました認定農業者 についてご回答いたします。座ってご説明させていただきます。

> まず、認定農業者とは、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に 示された農業の経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営 の改善を進めようとする計画を町が認定し、これらの認定を受けた農 業者に対して重点的に支援措置を講じようとする制度です。

> 認定農業者になるメリットとしては、主に認定農業者であることが 要件の国や県費補助事業を申請できるようになることです。そのほか には、農地機構を通じた農地の貸借を優先的に行うことができます。

次に、農業改善計画についてお答えします。

認定農業者の所得400万円、新規就農者の240万円を達成する ためにどれくらいの収入が必要かの質問ですが、生産している品目、 経費によって異なるので一概にはお答えできませんが、県が示してい る指標を参考に計算しています。

- 10 -

事務局

あくまで一例としてですが、A4の別添のように、県のホームページにて記載されております。ご興味のある方は、ご自身でお調べください。

次に、農業経営改善計画の法人の労働時間についてですが、法人については、主たる従事者1人当たりの労働時間で計算し、判断します。

以上でご説明を終わります。

事務局 ありがとうございました。

それでは、議案第7号 農業経営改善計画認定申請について。

1経営体より農業経営改善計画認定申請が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

●●様、●●様の農業経営改善計画認定申請書になります。

目標の変更はありませんが、12ページの一番下にある経営の構成において、主たる従事者が2名の変更となりましたので、計画認定申請書が提出されました。

以上です。

議長はい、ありがとうございました。

ただいま説明がありましたとおり、この議案については農業委員会からの意見を聞くということになっておりますので、何かございましたらよろしくお願いをいたしたいと思います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

それでは、特にご意見ないということで、議案第7号につきまして は意見なしと回答することといたしますので、これについてご異議ご ざいませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないということで、意見なしということで処理いたしたいと 思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第8号 青年等就農計画認定申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号 青年等就農計画認定申請に対する意見の決定について。

1経営体より農業経営改善計画認定申請が町へ提出されました。農

業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

番号1番、●●様の青年等就農計画認定申請書になります。農業経営開始日は令和4年8月1日を予定しており、就農形態は親の農業経営とは新たな部門を開始するようになります。令和8年の目標では、年間農業取得は420万円、年間労働時間は2,400時間となっております。農業経営の規模に関する目標としては、ミニトマトの作付面積は28アールに拡大し、生産量を3万1,745キロとするようになっております。

次のページをご覧ください。

生産方式に関する目標としては、養液栽培施設パイプハウス4連棟 1,100平米、軽バン1台、動力噴霧器1台です。これに加えて、 貸借で養液栽培施設パイプハウス1棟、1,700平米、育苗ハウス 50平米を導入予定です。

農業経営の構成ですが、ご本人の●●様が1人で従事します。目標では、●●様が300日間従事を予定しております。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま説明ありましたけども、これについての先ほどと同じよう に農業委員会のほうから意見を聞くということの案件でございますの で、よろしくお願いをいたしたいと思います。ご意見、ご質問ありま したらよろしくお願いいたします。

こんなことを言うのも大変失礼ですけども、この中で一番年齢的に近く、同じミニトマトということで、●●委員さんのほうから何かご意見というか、何かありましたら。

推5番委員 特には。

議長 ないですか。

推5番委員 はい。

9番委員 年間所得目標が420万円ということは、年間売上げがいくらぐら いになりますか。

議長 事務局で分かる。

香川 収支計画のほうになりますが。

9番委員 どこですか。

香川 ページで言うと最後のページです。16ページ。5年目、目標年度 で言いますとミニトマト、新設のほうのハウスの11アール分のほう

で870万円ほど、承継する予定の17アールのハウスのほうで1, 200万円ほどを売上高としては予定しております。合計で2,00 0万円程度ですかね。

議長ほかにないですか。

先ほど、話には出てきませんでしたが、もうご存じかと思いますけども、昔からトマトでずっと農業をやっておられておるんで。

香川 最初は、ご自身のハウスで11アール新設されまして、3年目を目 途にミニトマト部門を継承する予定になっております。行く行くは拡 大という予定になっています。

9番委員 1,100だけ新設ということ。

香川はい。最初の年度、来年度に新設するのはそれだけです。

9番委員 はい。

議長ほかに、特にないですか。

今の、意見ということですか。別に意見なしということになるんで すか。

香川 そうですね。確認だけということですかね。

議長ほかにないですか。

(なし の声あり)

では、特に意見としてはないということで、議案第8号は意見なし ということで処理いたしたいと思います。よろしくお願いします。あ りがとうございました。

続きまして、議案第9号 多度津町農業経営基盤強化促進基本構想 の変更について、を議題といたします。

事務局より説明お願いします。

事務局 議案第9号 多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について。

説明については、引き続き農林水産係よりお願いします。

田窪 続きまして、座ってご説明させていただきます。

今回、香川県の農業経営基盤強化促進方針の変更に伴い、多度津町 農業経営基盤強化促進基本構想の変更を行いました。

主な変更点といたしましては、令和2年4月に農業利用集積円滑化 事業がなくなったため、それに関する文言、字句を削除し、また法律 や制度のずれを修正しました。そのほかには、県のほうで変更してい る文言や目標人数を併せて変更しております。

また、効率的かつ安定的な農業経営化、県内における農用地の利用

に占める面積の目標のパーセンテージを変更しております。

説明は以上になります。

議長ありがとうございました。

資料はたくさんあるんですけども、ただいまの説明につきましてご 意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

要は、県の指針が変更になったから、それに併せて変えたということですね。

田窪そうです。

議長 特にございませんか。

9番委員 円滑化というのがなくなった。そういう記載があるところをちょっ と言ってください。

田窪 新旧対照表で言うと、右側が改正前ですけども、一番分かりやすい ので言いますと、40ページの第5条に農地利用集積円滑化事業に関する事項っていうのが書いてありますが、それがもう一括して削除されました。

9番委員 はい、ありがとう。

田窪 ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

(なし の声あり)

後で説明があるかどうかあれですけれど、今日お手元のほうに改正 後の冊子というか、ホッチキスで留めたものをお渡ししているようで すので、後ほど皆さん方につきましては新しいほうを一読していただ きたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、特にご意見なかったら、議案第9号につきましては意見なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。意見なしということで処理をいたしたい と思います。ありがとうございました。

ありがとうございました。議案のほうは以上になります。

続きまして、その他のことで事務局よりご報告をお願いします。

事務局長 事務局より3点ご報告させていただきます。

1点目は、来月分の農地機構貸借案件について、2点目は農地の賃貸料水準について、3点目は令和4年度多度津町農業委員会定例会開催予定についてです。

初めに、来月分の農地機構貸借案件についてお願いします。

事務局 A 4 横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧くださ

こちらに記載されております貸借案は、2月25日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして、農地の賃借料水準について、をお願いします。

事務局 農地の賃借料水準についてという資料をご覧ください。

令和3年1月から12月までに、農地法及び農業経営基盤強化促進 法により公告された農地の賃貸借における10アール当たりの賃借料 水準になります。この水準は、昨年中に貸借の契約を行いました賃借 料の平均額を算出したものになりますので、これが基準額になるとい うわけではありません。あくまでも情報提供であり、もし賃借料の相 談を受けた場合には、貸手と借手の状況に応じて双方の協議の上で決 定していただくようご指導よろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 続きまして、令和4年度多度津町農業委員会定例会開催予定についてお願いします。

事務局 お手元に、令和4年度の定例会開催予定の日程をお配りしています ので、ご確認ください。

4月、5月については、現在の庁舎で定例会を行います。6月以降 につきましては、新庁舎に移転をして定例会を行いますので、よろし くお願いします。

以上です。

事務局長 事務局から3点、その他報告は以上です。

議長ありがとうございました。

ただいまその他のところで3点ほど報告がありましたけども、これらにつきまして何かご質問等あればよろしくお願いします。

特にないですか。

(なし の声あり)

特にないようですので、取りあえず進めさせていただきたいと思います。

事務局より来月の予定について、をお願いいたしたいと思います。

事務局長引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

3月の小委員会は、17日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は12番篠原委員、推進委員は4番大谷委員にお願いしたいと思います。

定例会は、18日金曜日の午前9時から第1会議室で行います。署 名委員は12番篠原委員、13番西山委員、14番細川委員のうち2 名の方にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長ありがとうございました。

最後に、全体を通して何かありましたらよろしくお願いします。 特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、これで2月の定例会を終了させていただきたい と思います。長い間ご審議いただきましてありがとうございました。